

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

なお、半田市手数料条例（昭和39年4月1日条例第2号）に定められた検査手数料を指定定期検査機関に直接納付するものとする。

令和8年6月15日

半田市長 久世孝宏

(1) 定期検査を行う区域

十ヶ川以東の区域の計量器（半田市内大型はかりを含む）

(2) 対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号及び第2号に規定する特定計量器（分銅及びおもりを含む）

(3) 検査期日及び検査日

令和8年7月15日から令和9年3月5日までの期間で指定定期検査機関が別に通知する日

(4) 検査場所

当該特定計量器の所在の場所・使用場所

(5) 対象除外

令和7年度に定期検査を受けた計量器

(6) 指定定期検査機関

一般社団法人愛知県計量連合会